

# 臼杵税務署より 年金受給者の所得税確定申告受付のお知らせ

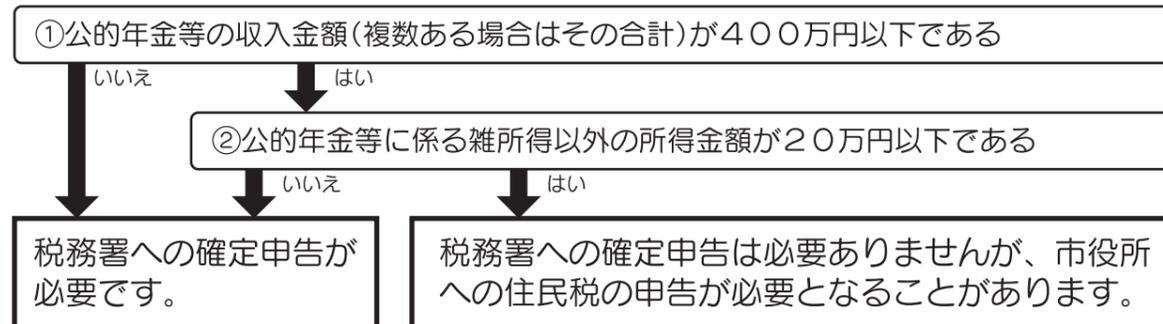
## ～ 申告書記載説明会 ～

年金受給者(公的年金や生命保険契約に基づく年金受給のある方)で確定申告の必要な方に対し、下記のとおり確定申告書等の記載説明会を実施します。

確定申告期間中(2月16日(火)～3月15日(月))は、税務署および市役所の両会場とも大変混雑します。3密(密集・密閉・密接)を避けるためにも、ぜひ下記日程の説明会をご利用ください。当日は申告書の提出もできます。

日 程	場 所	時 間 帯
2月1日(月) ～ 2月4日(木)	津久見市役所 大会議室	【午前】 9時～12時(受付は11時まで) 【午後】 13時～16時(受付は15時まで)

### 申告不要制度に関するフローチャート



※所得税(源泉徴収額)の還付対象になる場合は確定申告書の提出が必要です。

### 申告に必要な書類など

- 源泉徴収票(給与・年金)
- 社会保険料、生命保険等の控除証明書
- 申告される方の預金通帳
- 個人番号に係るマイナンバーカード等
- 【医療費控除を申告する方】医療費控除の明細書、医療費のお知らせ
- 【昨年電子申告(e-Tax)をした方】利用者識別番号および暗証番号が分かる書類等

### いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンまたはタブレットでも所得税の確定申告書を作成することができます。

また、①「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード方式対応のスマホ等」をお持ちの方、②事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」を取得している方は、スマホ等からe-Taxで申告することができます。

なお、e-Taxで申告すれば、源泉徴収票などの添付書類を提出する必要はなく、申告書の控えはPDF形式でスマホ等に保存することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

### 所得税確定申告の主な改正事項

令和2年分の所得税の確定申告における主な改正点は次のとおりです。申告書作成の際にはお間違えのないようご注意ください。

- ① 給与所得控除の見直し
  - ア 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
  - イ 給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。
- ② 公的年金等控除の見直し
  - ア 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
  - イ 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました。
- ③ 基礎控除の見直し
  - ア 基礎控除額が10万円引き上げられました。
  - イ 合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除の適用はできなくなりました。
- ④ 所得金額調整控除の創設
 

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

  - ア 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
    - 特別障害者に該当する
    - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
    - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
 所得金額調整控除＝  
 (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%
  - イ 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除＝  
 (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋  
 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))－10万円
- ⑤ 寡婦(寡夫)控除の見直し
 

ひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現のため、次の措置が講じられました。

  - ア ひとり親控除について
 

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じくする子(総所得金額等が48万円以下)を有する居住者が一定の要件を満たす場合、「ひとり親控除」を適用することとなりました。
  - イ 寡婦控除の見直し
 

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(合計所得金額が500万円以下)を設けることとなりました。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外となります。

問い合わせ先 臼杵税務署 調査部門 ☎63-8524(ダイヤルイン)  
津久見市役所 税務課 ☎82-9512